

令和5年8月25日

保護者様

学校感染症における治癒証明書等の提出について（お願い）

岩出市立山崎小学校
校長 柏木 香三

保護者の皆様には、日頃より、学校教育にご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症は、5月8日より法律上の位置付けが5類感染症となりました。

おたよりでもお知らせしたとおり、新型コロナウイルスに罹患したときは、出席停止となり、欠席扱いにはなりません。出席停止期間が解除され登校する際は、医療機関が発行する罹患証明、陰性証明等は必要ありませんが、季節性インフルエンザと同じように「新型コロナウイルス感染症報告書」を保護者の方でご記入いただき、学校に提出していただくこととなりました。

保護者の皆様にはお手数をおかけしますが、ご協力をお願いします。

尚、政府により発症後10日間はマスク着用を推奨しておりますことも併せてお願いいたします。

●新型コロナウイルス感染症（出席停止基準）

発症した後5日を経過し、かつ、軽快した後、1日を経過するまで

	発症当日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症後3日目に 症状軽快				 症状軽快			登校OK	→	→
発症後4日目に 症状軽快					 症状軽快		登校OK	→	→
発症後5日目に 症状軽快						 症状軽快		登校OK	→
発症後6日目に 症状軽快							 症状軽快		登校OK→
無症状	検体 採取日						登校OK	→	→

発症の翌日から5日を経過するまでは
症状が改善しても登校できません